

教職課程を履修している学生の
特別な支援を要する生徒への支援についての意識の現状
－中学校・高等学校における合理的配慮の在り方に焦点を当てて－

重 歩美
(千葉大学教育学部)

Current Status of Awareness Regarding Support for Students with Special Needs
Among Teacher Training Students.
-Focus on the way of Reasonable Accommodation at Junior High School and High School -

SHIGE Ayumi

千葉大学教育実践研究

第 27 号 令和 6 年 3 月

Research in Teaching Strategies and Learning Activities:

**A Bulletin of the Center for Research and Development
In Teacher Education Faculty of Education, Chiba University**

No.27 March 2024

教職課程を履修している学生の 特別な支援を要する生徒への支援についての意識の現状 —中学校・高等学校における合理的配慮の在り方に焦点を当てて—

重 歩美

(千葉大学教育学部)

Current Status of Awareness Regarding Support for Students with Special Needs
Among Teacher Training Students.
-Focus on the way of Reasonable Accommodation at Junior High School and High School -

SHIGE Ayumi

「障害者の権利に関する条約」が2006年に国連総会で採択され、初めて「合理的配慮」が規定された。日本は2014年に批准し、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害者に対する「合理的配慮」の提供は法的義務となった。大学教育における教職課程では2019年度より「特別支援教育」に関する科目が新設されたが、座学で学ぶ学生に「合理的配慮」への意識は定着するのだろうか。本論では、現在教職課程を履修している教育学部以外の学生へアンケート調査を実施し、現在の「合理的配慮」に関する知識や考えを探り、今後の高等教育機関の教職課程における特別支援教育の授業の在り方を検討した。

キーワード：特別な支援を要する生徒 合理的配慮 教職課程

Key Words：Students with Special Needs, Reasonable Accommodation,
Teacher Training Students

1 問題と目的

2006年12月に第61回国連総会で「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約とする)が採択され、2007年に署名が開始された。日本は同年9月に署名したが、批准までは至らなかったといわれる。「合理的配慮」という言葉に疑問を投げかける前提としてその経緯を追った慎(2016)によると、その背景には国内の障害者団体が「形式的な批准には反対」と訴えたことにより見送られたという一説が挙げられているが、紆余曲折を経て日本でも2014年1月に141

番目の批准を達成した。なお、この障害者権利条約において、障害者の権利を実現する手段の一つとして「合理的配慮」が初めて規定された。

そして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が2016年4月に施行、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。(第7条第1項)」と記され、障害者に対する「合理的配慮」の提供が法的義務となった。それを受けて、2017年11月17日公布「教育職員免許法施行規則及び免許状

更新講習規則の一部を改正する省令」により、教職課程で履修すべき事項の一つとして「ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1 単位以上修得）」が設定され、2019年4月から、教職課程に特別支援教育に関する科目が新設された。よって、2024年現在、教職課程を受講する学生は特別支援教育に関する科目を履修し、その中で「合理的配慮」について学修し、「合理的配慮」をおこなうことを前提として教育現場へ教員として出ていくことが期待される。

しかし、教職課程で学修するとはいえ、1タームの間、座学を中心に特別支援教育に関する科目を受講するだけでは「合理的配慮」について理解し、教育現場で実践するのは難しいのではないだろうか。甲斐・権（2021）は、「教員を対象とする合理的配慮に関する意識調査の研究は行われているが、将来、教員を志望する学生を対象とした合理的配慮に関する意識調査は見当たらない」としたうえで、教育学部に在籍する学生を対象に合理的配慮に対する意識を調査した。その結果、「全体的に合理的配慮に対する意識が高い」が、それは「6割が必須授業以外の授業も選択して受講している」ことや、「障害児・者と関わった経験や知識が影響を及ぼした」という。このことから、教育学部の学生は特別支援教育に関する科目を多く受け、事例から学んでいるため、「合理的配慮」に対する意識が高いと考えられる。他方、大学には専門科目を学びながら教員を目指す学生もいて、教育学部の学生に比べると教職に関する科目の履修が少ない。そこで、現在教職課程を受講している教育学部以外（以下、他学部教職とする）の学生へアンケート調査を実施し、今後の高等教育機関の教職課程における特別支援教育の授業の在り方を検討することを本論の目的とする。

2 調査の前提：「合理的配慮」とは

障害者権利条約において「合理的配慮」という言葉は全50条のうち7回使用されており、そのうち2つは以下のように「第二条 定義」に盛り込まれている。

○「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

○「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

本論における「合理的配慮」の定義は、上記「第二条 前提」における「合理的配慮」とする。

3 方法

時期：2024年1月

対象：

教職課程において中学校・高等学校の教員免許を取得予定のX大学の他学部教職学生31名

方法：アンケート調査

調査内容：

- (1) 基本属性について（①、②は記入式、③は「はい いいえ その他」の3件法での回答を求めた）
 - ① 性別 ②学年 ③これまでに特別支援教育に関わる授業を受けたかどうか
- (2) 合理的配慮について（すべて自由記述での回答を求めた）
 - ①「合理的配慮」とは何か、説明してください。
 - ②あなたの考える中学校において必要な「合理的配慮」を全て箇条書きで挙げてください。
 - ③あなたの考える高等学校において必要な「合理的配慮」を全て箇条書きで挙げてください。
 - ④以上の「合理的配慮」を生徒が受けるには

どのような手続きが必要と考えますか？

- ⑤あなたがこれから教育実習を含め教師として教壇に立つにあたり、「合理的配慮」を行ううえで不安なことはありますか？あれば具体的に教えてください。
- ⑥あなたがこれから教育実習を含め教師として教壇に立つ前に、大学での学修として期待すること（あるいは現段階の大学教育で足りないこと）は何だと思えますか？

4 結果と考察

(1) 回答者の属性

回収した質問紙31枚の内訳は表1の通りで、対象者はX大学の他学部教職の学生である。所属学部が多岐にわたるため、取得予定の教員免許状の教科は多岐にわたり、校種は中学校あるいは高等学校となる。全員が卒業後（あるいは大学院修了後）すぐに教育現場で教壇に立つとは限らないが、大学4年次（あるいは修士課程在籍時）に教育実習において教壇に立つことを予定している。今回の調査では、調査の質問項目には回答しているものの、性別、学年、特別支援教育の授業を受けたかどうか、の属性に関する質問すべてにおいて無記入の者が1名いた。なお、今回たずねた属性のうち学年や性別は特別支援教育の授業の受講との相関が見られず、サンプル数にもばらつきが目立ったため、本研究においては主に「特別支援教育の授業を受けた経験があるかどうか」を中心に分析するものとする。また、特別支援教育の授業の受講の有無については、「その他」を選択した者の多くが「現在受講中」などと記入していたため、「その他」を選択した者を「受講中の者」とした。

(2) 教職課程を受講している学生の合理的配慮

に関する意識

特別支援教育の授業を受講していれば「合理的配慮」について学修する機会はあると想定すると、特別支援教育の授業を受講済みの者、受講中の者は「合理的配慮」という文言やその内容について知識を得て、考えたことがあると予想される。そこで、アンケート項目のうち自由記述で回答を求めた「(2)合理的配慮について」の項目ごとに回答を分析していく。

①合理的配慮とは何か、説明してください。

31名中11名は「障害のある人」「障害者」というように「障害」という言葉を使用して対象者を特定していた（そのうち障害者権利条約をそのまま転載したか暗記して記述した者が3名いた）。このことから、対象者のうち3分の1程度の学生は、「合理的配慮」の対象者は障害を持つことを前提と考えていることが推測される。なお、11名中4名が現在特別支援教育の授業を受講中の者、2名が未受講の者、5名は受講済みの者であった。残りの20名のうち、特別支援教育の授業を受講済みの2名は「特定の人」のように「障害」という言葉を使用しなかったが、特別支援教育の授業を受講済みの者の中には障害者に限定しない者もいたことから、特別支援教育の授業の受講有無にかかわらず、「合理的配慮」の対象は障害に特化しないと考えている者が多いと想定できよう。

②あなたの考える中学校において必要な「合理的配慮」を全て箇条書きで挙げてください。

「合理的配慮」を行う対象を挙げたうえで具体的な内容を記述していた学生もいたが、多くの学生は対象を挙げずに内容を列挙していた。しかし、その中でも「合理的配慮」の対象として推測できたもののうち最も多かったのは「肢

表1 回答者の特別支援教育の授業の履修の有無と学年

	学年					計
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	不明	
特別支援教育の授業を半期通して履修済み	2	14	2	1	0	19
特別支援教育の授業を履修中	3	3	0	0	0	6
特別支援教育の授業を未履修	1	2	1	1	0	5
不明	0	0	0	0	1	1
計	6	19	3	2	1	31

体不自由」を例に挙げていると推測される「スロープの設置」や「エレベーターの利用」、「体育を他の課題にする」などで、半分以上の19名が挙げていた。問①では「合理的配慮」の対象として障害に特化していない者が多かったものの、いざ具体的な内容となると、目視できるスロープやエレベーターなどが結びつきやすいことが明らかになった。

他方、「発達障害」や「学習障害」も対象として挙げていると推測される「授業後に補講を行う」や「集団行動が苦手な生徒には・・・」、「漢字にルビをふる」、「数学が苦手な生徒には・・・」等の記述のうち、「発達障害」を想定していると思われる者は13名、「学習障害」を想定していると思われる者は7名であった。これらの回答者は特別支援教育の授業を受講中か、受講済みの者であったことから、授業での知識を応用していることが予想される。また、次いで多かったのは、特別支援教育の授業が未受講である3名を含んだ12名が挙げた「視覚障害」であった。特別支援教育の授業を受講中あるいは受講済みの者は「黒板の文字を見やすくする」や「チョークの色を工夫する」など、具体案を挙げており、やはり授業で学修したことが予想された。

その他、「LGBTQ」や「アレルギー」、「外国籍」など、障害者基本法において障害には分類されないものの、「合理的配慮」が必要とされる対象を挙げる者もいたが、特別支援教育の授業の受講有無との相関は見られなかったため、個人の経験や知識による影響が大きいといえよう。「個別に補助の人をつける」と個々への対応を挙げた者は特別支援教育の授業を受講中の者に2名いたことから、現場では実施しにくいが必要な支援を授業で学修したと考えられる。しかし、「特別支援教室の設置」や「保健室、スクールカウンセラーの設置」など、合理的配慮に関わらず必要であるものの設置についても「合理的配慮」の範囲内と答える者では、特別支援教育の授業の受講有無は受講中の者と受講済みの者にそれぞれ1名ずつとなっていた。さらに「目の悪い生徒を前の席にする」など、視覚障害と明記されない者への配慮を挙げた者が特別支援教育の授業を受講済みの者に3名いた

ことから、近視も視力の矯正をしなければ広義の障害となる等の学修をしている者がいるか、特別支援教育を座学（なお、学生の情報によると受講時は新型コロナウイルス感染拡大の影響でオンライン授業だった者もいるという）で受講するだけでは「合理的配慮」に関する知識はあまり定着しないことが予想される。

③あなたの考える高等学校において必要な「合理的配慮」を全て箇条書きで挙げてください

まず、本問については、問②で“中学校において”必要な「合理的配慮」をたずねているため特別支援教育の授業の有無に関わらず10名が「中学校と同じ」と記述していた。そのうち特別支援教育の授業を受講中の者には、「キャリア教育を充実させる」や「大学入試における配慮」、「苦手な教科は宿題を減らす」、「授業中の多めの休憩時間」、「高等学校は選択の余地が大きいため、そのエリアにおいて対応可能な学校があれば、配慮の程度は縮小しても良い」、「単位がかかったテストでも、タブレットなどの使用を認める」など、中学校と異なる合理的配慮を具体的に追加する者もいた。

次に、問②同様、「合理的配慮」の対象を記述、または推測できる障害種別については、最も多いのが「肢体不自由」の14名で、「教室のバリアフリー化」や「多目的トイレ」などが挙げられていた。2番目に多かったのは「発達障害」の9名で、特に特別支援教育の授業を受講中あるいは受講済みの学生では、学習内容の遅れに対する救済措置を挙げる者が多く、「学習内容がかなり難しくなるので、勉強についていくことが難しい発達障害を持つ生徒さんには、追加課題を出すなどの救済措置をとる」と具体的に回答した者もいた。特別支援教育の授業を学修した成果といえよう。

④以上の「合理的配慮」を生徒が受けるにはどのような手続きが必要と考えますか？

31名中20名は本人または保護者からの申請が必要としていた。その中でも、医師や医療機関による診断書や障害者手帳を挙げた者は、特別支援教育の授業を受講中の者で2名、受講済み

の者で8名いた。また、診断書などは必要とせず、支援してほしい内容の申請のみで良いとする者は、特別支援教育の授業を受講中の者で1名、未受講の者で1名、受講済みの者で4名だった。特別支援教育の授業を受講したことにより、現在の教育現場での制度を学修したことが推測される。

他方、学校や教員が気づいて配慮すべき、と回答した者は、特別支援教育の授業を受講中の者で1名、受講済みの学生では4名おり、受講済みの学生には「生徒を気にかける時間」「生徒一人一人がそのような特徴を持っているのか正確に知らなければ配慮を行うことは出来ない」、生徒との面談などを通じて生徒の特徴を知る必要がある」など、教員の気づきを重視する声もあがった。特別支援教育に限らず、教職課程の授業における学修効果が期待できる。

手続きのうち、学校設備や学費減額、法整備といった、教員自身の支援ではなく国や自治体が環境を変えることによって「合理的配慮」を受けられるとした者もいたが、いずれも特別支援教育の授業を受講済みの者であった。その他、特別支援教育の授業の受講有無とは相関がなくまばらであったが、「合理的配慮」を受けるにあたり、「他の生徒の理解」、「生徒間の意思」を挙げた者が2名いたことは特筆すべきであろう。これについては、先述した甲斐・権（2021）が教育学部生へのアンケート調査で38.5%の学生が「他の児童・生徒にとって極端な不公平にならない範囲で配慮のみを行う」と回答したことから指摘した「学級の児童・生徒の平等の観点から合理的配慮を検討している」に通じる。

⑤あなたがこれから教育実習を含め教師として教壇に立つにあたり、「合理的配慮」を行ううえで不安なことはありますか？あれば具体的に教えてください。

問④について指摘したのと同様に「学級の児童・生徒の平等の観点から合理的配慮を検討している」に通じることとして、最も多かったのが「（まわりの生徒から）特別扱いに見られないか」という回答で、7名が挙げていた。そのうち6名は特別支援教育の授業を受講済みの者、

1名は受講中の者であった。次は「想像が及ばないので不安」や「知識が足りない場合はどうしたらよいか」などの「技量」や「知識」の不足を訴える回答で6名であったが、うち5名は特別支援教育の授業を受講済みの者、1名は受講中の者であった。同数となった「配慮が必要な生徒の見分け方」などの「気づき」にあたる回答も、6名中5名が特別支援教育の授業を受講済みの者、1名は受講中の者だった。受講済みの学生の中には「合理的な配慮は曖昧な定義を持っているので、その生徒一人一人に適した対応を行わなくてはならないが、その判断が難しい」と具体的に回答する者もいた。「過剰にしたりしないか」などの過剰な支援になる不安については4名が回答していたが、うち2名は特別支援教育の授業を未受講の者であった。以上より、全てに当てはまるわけではないが、特別支援教育の授業を受講し知識を得て難しさに気付く者もいれば、甲斐・権（2021）が教育学部生の58%に見出した「配慮が公平性につながる」という視点を持つほどの知識は得られていない可能性があるろう。

その他、特別支援教育の授業を受講中の者では「傷つけずに行えるか」や「冷静に対応できるか」などの、「合理的配慮」を行った結果どうなるかを不安に思っている意見があがった。受講済みの者の中には、「座学ばかりなので実際の現場と同じなのか」や、「私は他人に関心そのものはあるけれど、他人を正確に理解するのが苦手なので、私自身は合理的配慮だと思って行なったことが、実際は全く配慮ではなかったなどということがありそう」といった、実際に現場に出たときに生徒理解を正しく行うことができるか不安を感じる声もあがった。以上より、特別支援教育の授業を座学で受けても、知識だけを得て不安が募る状況が生まれていることが予想される。

⑥あなたがこれから教育実習を含め教師として教壇に立つ前に、大学での学習として期待すること（あるいは現段階の大学教育で足りないこと）は何だと思いますか？

「合理的配慮」に特化して回答した学生は

4名で、その他の回答の多くは、教育学部以外に在籍しながら教職課程を受講する際の、教職に関する実践的な授業の少なさを訴えるものだった。例えば、特別支援教育の授業を受講中の学生2名が「実際の事例を参照した授業」や「実践によって身につけたい」など、実践や事例に関する授業を希望していた。「事例」や「実践」については特別支援教育の授業を未受講の学生でも2名、受講済みの学生では8名から希望があがった。中には、「実際に子どもとのかかわりを通して学びたい」という回答もあった。

次いで、特別支援教育の授業を受講済みである4名から「模擬授業」があげられたが、そもそも他学部教職では「教職の授業数が少ない」という回答があった。

その他、「実際に大人数を前にした時にどのような心構えをして対応していくか、授業をしていくかというような実際に体験しないと分からないような話」や「理想と現実のギャップ（生徒一人一人に向き合いたいと思っていても実際は業務が多すぎて手が回らない、など）について教員経験者から話を聞く機会」のほかに「教育における成功談と同等の失敗談を知りたい」など、実際に教育現場で働いている教員による教育現場の実践についての学修を希望する者もいた。以上より、他学部教職における圧倒的な教職の授業数の少なさが反映された結果となった。

5 考察

本研究では、教職課程を履修している他学部教職の学生の特別な支援を要する生徒への支援についての意識の現状を、中学校・高等学校における合理的配慮の在り方に焦点を当てて調査した。表2にみられるように、2019年度より教職課程の一環として特別支援教育に関する科目が新設され、教職課程の学生は受講が必須となった。しかし、教職課程のすべての授業において同様にいえることだが、多様化が進み臨機応変な対応が求められる現代において、「合理的配慮」を含む生徒支援の在り方を決定することは困難である。「障害児支援を考えるモノサシ」

について多義性と合理的配慮の視点から論じた田中（2016）は、「合理的配慮」の内容を「他者の思考的枠組みで作られたモノサシでは測ることができない」といった問題意識のもと、「合理的配慮のための合意形成を促す根拠資料をどう提示できるだろうか」という問いをもち、「配慮を実施するために周囲の理解を深める根拠資料とは具体的にどのようなものが必須条件なのかを考えることは、合理的配慮の定義において重要であろう」と述べた。問②③で調査した中学校や高等学校で必要な「合理的配慮」について、回答した学生各々の思考的枠組みについては調査不足であるため、その根拠を追究していくことを今後の課題としたい。

また、その思考的枠組みの一例として、「合理的配慮」に関する知識や、求める生徒への対応を考える際に、自己がどのような環境に置かれて考察しているのかを意識しながら具体的な手立てや対象者について思いをめぐらせる時間が重要ではないだろうか。例えば、田中のいう「根拠資料」に関連して、本研究の問④のように、特別支援教育の授業を受講中または受講済みの学生は、本人または保護者からの申請が必要とする者が多かった。先述した槇（2016）は「合理的配慮」には「利点のみが強調されている傾向が強いように感じる」と述べ、「医学モデル一辺倒による『障害』の捉え方では、『障害』から生じるさまざまな困難が本人の責任であるかのような認識を持たせてしまった」ことを指摘しているが、本回答のように本人または保護者からの申請を必要とする場合、責任を本人または保護者に負わせることにならないだろうか。他方、「教員からの気づき」が重要とした学生は、特別支援教育の授業を受講済みの者であったため、授業で様々な事例をきいてそのように判断した可能性がある。さらに、教職必修科目「特別支援教育」を充実するために教員に対して意識調査を行った村瀬ら（2022）は、特別支援学校の現職教員は特別支援教育についての理解・実践の到達度を高く自己評価していることを明らかにしたが、小学校、中学校、高等学校の順に低くなっていくこともあわせて報告した。村瀬らはこれらを踏まえ、大学での教職課程にお

表2 教育現場において合理的配慮が必要とされるようになった経緯

年	実施主体	名称	内容
2006年	国際連合	障害者の権利に関する条約 採択	障害に基づくあらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を禁止
2011年	日本	障害者基本法改正	・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重・交流及び共同学習の積極的推進等
2012年	日本	障害者総合支援法成立	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援やその他の支援を総合的に行う。
2012年	中央審議会初等中等教育分科会	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育教育システム構築のための特別支援教育の推進 報告	障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備という項目を設け、教育現場でも障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供が求められることを示した
2013年	日本	障害者差別解消法成立	国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別すること、「不当な差別的取扱いの禁止」を求める。 国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）、「合理的配慮の提供」を求める。
2013年	文部科学省	学校教育法一部改正	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえた内容の改正。就学先や転学先の整備、保護者の意見聴収の機会の拡大など。
2014年	日本	障害者の権利に関する条約 批准	全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することとなる
2015年	文部科学省	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について	各種学校教育における「不当な差別の禁止」および「合理的配慮の提供」だけでなく「相談体制の整備」に拡大し、指針をもとに具体例や留意点が示された。
2016年	日本	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行	合理的配慮の義務が制度化
2017年	文部科学省	教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令公布	教職課程で履修すべき事項の一つとして「ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得）」が設定された。 （2019年4月より教職課程に「特別支援教育」に関する科目新設

いて「具体的な支援方法が喫緊の課題」と主張し、特に高等学校では肢体不自由や発達障害にとどまらず「母国語や貧困、格差等の課題に直面している現状を鑑み、より広い視野からインクルーシブ教育のあり方について考える機会も必要になってくる」とした。

以上を前提とすると、問⑧の「大学の教職課程に期待すること」で多く上がった「実践的なこと」や「事例」を踏まえ、問⑥の回答に見られたように「生徒一人一人がそのような特徴を持っているのか正確に」知るために「生徒との面談などを通じて生徒の特徴を知る」機会を設けることが他学部教職の授業にも必要ではないだろうか。実際の教育現場とつながりを持ち、教師主導での「合理的配慮」を検討する機会を持つことは、他学部教職の学生にとって有意義となるのではないか。それらの実際の運用の仕方を行うにはどのようにしていけばよいか、今後の課題としたい。

文献

千葉県教育委員会 (2023) 「学校における合理的配慮の提供について」 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/gouritekihairyo.html>

- 石井 恒生 (2015) 「高等教育機関における合理的配慮：発達障害学生支援の観点から」 神戸医療福祉大学紀要 Vol.16 (1) 11～17 (2015)
- 岩田香織 (2016) 「発達障害を有する子どもへの教育における合理的配慮」、東京工芸大学工学部紀要 Vol.39 No.2
- 甲斐 日奈子・権 偕珍 (2021) 「教育学部に在籍する学生における合理的配慮に対する意識の現状」、Journal of Inclusive Education
- 倉林 正・霜田浩信・丹野哲也 (2018) 「合理的配慮提供時における合意形成についての検討」 群馬大学教育実践研究第35、pp.175-182.
- 愼 英弘 (2016) 「合理的配慮に関する一考察」 四天王寺大学大学院研究論集
- 文部科学省 (2012) 「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告（概要）—学校における「合理的配慮」の観点—」 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_3/046/attach/1316182.htm
- 村瀬公胤・武田明典・池田政宣・北島善 (2022) 「教職課程必修科目「特別支援教育」充実のための教員意識調査—A県の結果から—」 LD研究 31巻1号 pp.75-86、日本LD学会
- 田中真理 (2016) 「障害児支援を考えるモノサシとは：多義性と合理的配慮」、発達心理学研究第27巻第4号、pp.312-321.

